

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）
 （機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 19 年 11 月分

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況 (7月31日現在)	発生場所
1	H19.11.2	復水器連続洗浄設備 (復水器細管内を洗浄する設備)	復水器連続洗浄設備の点検作業時において弁の開閉状態を確認するため操作治具を使用し弁を操作したところ、当該弁の蓋が損傷した。このため当該弁を取替えた。 原因調査の結果、当該弁は操作治具を使用できない弁であったため、当該弁にその旨表示を行った。	処置済み	屋 外
2	H19.11.5	原子炉建屋ギャラリー室エアロック (原子炉建屋ギャラリー室とその隣の部屋の間を設置している気密性を保つための扉)	原子炉建屋ギャラリー室エアロック扉の開操作を行ったところ、扉が途中で停止し、全開できなくなった。 手動で開操作したところ、その後の開閉操作は通常どおり操作可能となった。原因調査の結果、扉の走行をガイドする部品がわずかに高く設置されており、当該ガイド部品が摩耗・変形したため、扉が途中で停止したものと判断した。このため、当該部品を取替えた。また、エアロック扉の定期点検項目に当該部品の点検を追加した。 なお、エアロック扉は2重になっており、常に一方が全閉状態にあることから、気密性に影響はなかった。	処置済み	原 子 炉 建 屋

3	H19.11.7	<p>給排水処理設備 （発電所にて使用する純水等を製造，処理する設備）</p>	<p>給排水処理設備に設置されているポンプの出口側弁の蓋に割れがあることを確認した。このため当該弁を取替えた。当該弁操作時の手順および材質等に割れ発生の原因がなかったか確認したが，原因特定にいたらなかった。このため，当該弁については今後の定期的な巡視点検において状況を確認することとした。</p> <p>なお，当該弁の蓋の割れ箇所から漏えいはなく，設備の運転に影響はなかった。</p>	処置済み	給排水処理建屋
4	H19.11.12	<p>構内配電設備 （発電所の構内で使用する設備に電力を供給する設備）</p>	<p>所内電源設備の異常を示す警報が発報したため調査した結果，構内配電設備の一部に停電が見つかった。原因調査の結果，配電設備に電気を供給するケーブルが強風により断線したものと判断した。このため，ケーブルを修復し配電設備の停電を復旧した。</p>	処置済み	屋 外
5	H19.11.15	<p>除塵装置 （冷却用として取水した海水から海藻類等を取除く設備）</p>	<p>除塵装置によってすくい上げられた海藻類等を洗い落とすために使われる水の圧力を検出する計器に動作不良を確認したため，当日中に当該計器を取替え，正常に動作することを確認した。原因を調査した結果，当該計器のフランジ内部の溶接箇所に海水による腐食が発生し，動作不良に至ったものと判断した。このため，定期的にフランジの分解点検を行うとともに，当該計器と同じ仕様の予備品を保持することとした。</p>	処置済み	屋 外

6	H19.11.20	原子炉水 pH 計 (原子炉水の水質を測定する計器)	原子炉水 pH 計の指示値が通常値と比較し低かったため点検を行った。点検を行った結果 pH 計の故障と判断し、部品を取替えた。原因調査の結果、pH 値を測定する際に使用する部品に目詰まりが発生し、試薬滴下量が減少したためと判断した。このため、試薬滴下量が管理値を下回った場合は、部品の交換を実施する旨、工事仕様書へ明記した。	処置済み	原子炉 建屋
---	-----------	-------------------------------	--	------	-----------

・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」、「補修済み・取替済み・復旧済み」、「処置済み」については、以下の状況をいいます。

- ・対応中 : 要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み: 要求事項を満足する状態に復旧済みです。
今後、原因調査、対策等を講じます。
- ・処置済み: 要求事項を満足する状態に復旧し、原因調査、対策等を実施済みです。
なお、今後、水平展開について検討・対応します。

(注) 平成19年2月分より、処置状況の記載を変更しております。